

奈良県土木設計業務等委託契約書約款 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(発注者の解除権) 第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。 (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。 (3) 管理技術者を配置しなかったとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。 (5) 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p><u>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</u></p> <p>(暴力団排除に係る解除) 第42条の2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1) ～ (8) 略</p> <p><u>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、第4条第1項第1号に規定する契約保証金の納付又は同項第2号に規定する担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</u></p>	<p>(発注者の解除権) 第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。 (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。 (3) 管理技術者を配置しなかったとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。 (5) 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p><u>2 (削除)</u></p> <p><u>3 (削除)</u></p> <p>(暴力団排除に係る解除) 第42条の2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1) ～ (8) 略</p> <p><u>2 (削除)</u></p> <p><u>3 (削除)</u></p> <p><u>(契約が解除された場合等の違約金)</u> 第42条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期</p>

現 行	改 正 案
<p>(談合等による解除)</p> <p>第43条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項</u>の規定は、前項による解除の場合に準用する。</p> <p>第44条～46条 略</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第47条 この契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条、第42条の2又は第43条の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第37条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条又は第45条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p>	<p><u>間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前二条の規定によりこの契約が解除された場合</u></p> <p><u>(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となった場合</u></p> <p><u>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。</u></p> <p><u>(1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人</u></p> <p><u>(2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人</u></p> <p><u>(3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等</u></p> <p><u>3 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。</u></p> <p>(談合等による解除)</p> <p>第43条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>前条の規定</u>は、前項による解除の場合に準用する。</p> <p>第44条～46条 略</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第47条 この契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条、第42条の2、<u>第42条の3第2項</u>又は第43条の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第37条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条又は第45条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p>

現 行	改 正 案
<p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第37条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条、第42条の2又は第43条の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条又は第45条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3～4 略</p> <p>5 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。</p> <p>(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第42条、第42条の2又は第43条の規定によるときは受注者が負担し、第44条又は第45条の規定によるときは発注者が負担する。</p> <p>(2) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条、第42条の2又は第43条の規定によるときは発注者が定め、第44条又は第45条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>第48条～第51条 略</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第37条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条、第42条の2、<u>第42条の3第2項</u>又は第43条の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条又は第45条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3～4 略</p> <p>5 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。</p> <p>(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第42条、第42条の2、<u>第42条の3第2項</u>又は第43条の規定によるときは受注者が負担し、第44条又は第45条の規定によるときは発注者が負担する。</p> <p>(2) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条、第42条の2、<u>第42条の3第2項</u>又は第43条の規定によるときは発注者が定め、第44条又は第45条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>第48条～第51条 略</p>